

3 議 題

(3) 特定地域型保育事業の認可及び
利用定員の設定に係る意見聴取に
ついて

特定教育・保育施設、特定地域型保育事業における小規模保育事業の位置づけ

	子ども・子育て支援 新制度上の区分	認可主体	確認主体	市内施設数 (R元.7.1時点)
特定教育・保育施設	認定こども園	県	市	1
	幼稚園			1
	保育所			10
特定地域型保育事業	居宅訪問型保育事業	市	市	—
	家庭的保育事業			1
	小規模保育事業			1
	事業所内保育事業			1

- ・**認可**：設備及び運営の基準を満たす施設又は事業について、その設置または実施を認めること。
- ・**確認**：認可施設又は事業が、より具体的な運営の基準を満たすことを確認すること。
確認の際に、その施設又は事業の利用定員を市が定める。
保育にかかる費用の一部について、その施設の利用者が市から給付費を受けられるようになる。

認可予定の小規模保育事業の概要

- 袖ヶ浦駅前に建設中の商業施設内の2階に整備する小規模保育事業（A型）「スクルドエンジェル袖ヶ浦園Ⅰ・Ⅱ」を認可しようとするものです。
- 定員が各19名の2施設を隣接させて整備します。

小規模保育事業とは？

■小規模保育事業とは？

- 定員が6～19人で、0歳から2歳までの保育を必要とする子どもに保育を提供する事業です。
- 保育所に近いA型、中間型のB型、家庭的保育に近いC型の3類型の認可基準が設定されています。

種別	職員数	職員資格
A型	保育所の配置基準＋1名	保育士
B型	保育所の配置基準＋1名	1/2以上が保育士
C型	0～2歳児 3：1	家庭的保育者

スクルドエンジェル袖ヶ浦園Ⅰ・Ⅱの認可及び利用定員の設定に係る意見聴取について

①認可について

⇒認可は市が行う

⇒当該施設は市の認可基準を満たす見込み

②利用定員の設定について

⇒当該施設は市の確認の基準を満たす見込み

⇒確認に当たり、利用定員の設定が必要

認可に係る意見聴取の根拠

■児童福祉法

第34条の15第2項

国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等を行うことができる。

同条第4項

市町村長は、第2項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

■袖ヶ浦市家庭的保育事業等の認可の手続に関する規則 第3条

市長は、家庭的保育事業等の認可をしようとするときは、あらかじめ袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議の意見を聴かなければならない。

利用定員の設定に係る意見聴取の根拠

■子ども・子育て支援法

第43条第3項

市町村長は、第一項の規定により特定地域型保育事業(特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。)の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

⇒今回の会議では、小規模保育事業スクルドエンジェル袖ヶ浦園Ⅰ・Ⅱの認可及び利用定員の設定について、意見を伺います。

認可予定の小規模保育事業の概要

施 設 名	スクルドエンジェル袖ヶ浦園Ⅰ	スクルドエンジェル袖ヶ浦園Ⅱ
施 設 の 種 類	小規模保育事業（A型）	
運 営 主 体	株式会社スクルドアンドカンパニー	
所 在 地	袖ヶ浦市袖ヶ浦駅前1丁目	
教育・保育提供区域	昭和地区	
事 業 開 始 日	令和元年9月1日	
開 所 予 定 時 間	午前7時から午後7時まで	
定 員	19人（0歳:5人 1歳:7人 2歳:7人）	
保 育 室 等 （（）内は認可基準）	0歳児室 22.95㎡ （>16.5㎡=3.3㎡×5人） 1歳児室 25.09㎡ （>23.1㎡=3.3㎡×7人） 2歳児室 17.48㎡ （>13.86㎡=1.98㎡×7人）	0歳児室 17.13㎡ 1歳児室 24.79㎡ 2歳児室 16.14㎡
屋外遊技場（代替地） （（）内は認可基準）	26.5㎡（>23.1㎡=3.3㎡×7人）	
給 食	自園調理	Iからの搬入

施設位置図



利用定員の設定の基本的な考え方

- 認可定員 … 基本的に当該施設で保育できる児童数の上限として認められた定員。
- **利用定員** … 給付費の算定基礎として市が設定する定員。
以下の点を踏まえて設定します。
 - (1) 認可定員に一致させることを基本とする。
 - (2) 事業者の意向に加え、当該施設の今後の利用の見込みなどを考慮する。

スクルドエンジェル袖ヶ浦園Ⅰ・Ⅱの利用定員の設定について

スクルドエンジェル袖ヶ浦園Ⅰ

認可定員及び利用定員（予定）

（単位：人）

保育の必要性の 認定区分	3号		合計
年齢	0歳	1～2歳	
認可定員	5	14	19
利用定員	5	14	19

スクルドエンジェル袖ヶ浦園Ⅱ

認可定員及び利用定員（予定）

（単位：人）

保育の必要性の 認定区分	3号		合計
年齢	0歳	1～2歳	
認可定員	5	14	19
利用定員	5	14	19

子育て応援プランにおけるニーズ量と確保方策

令和元年度の昭和地区における保育のニーズ量と確保方策

(単位：人)

		子育て応援プランにおける ニーズ量と確保方策 (H31.4.1時点)		既存保育施設により 確保されている量 (R元.7.1時点)		スクルドエンジェル袖ヶ浦 園Ⅰ・Ⅱの整備により 確保される量	
		0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳
の ニ ー ズ 量		22	148				
	計	170					
確 保 方 策	保育所 こども園	49	154	52	148		
	地域型 保育	6	18	1	4	10	28
	計	227		205		38	

整備後の確保量 243人

袖ヶ浦市子育て応援プランでは、平成31年4月1日時点における昭和地区の0歳から2歳の保育確保方策が227人となっているのに対し、令和元年7月1日時点で既存保育施設により確保されている量は205人となっています。

スクルドエンジェル袖ヶ浦園Ⅰ・Ⅱの整備により確保される量38人を加えた確保量は243人となり計画範囲を超えますが、平成31年4月1日現在において保育所入所待ち児童がいることから、認可することが適当であるといえます。

■ 駅前商業施設（予定）



■0歳児室内装（予定）



■ 1、2歳児室内装（予定）



3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを 利用する子供たちの利用料が**無償化**されます。

※ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちも対象になります。

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- **幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子供たちの利用料が無償化されます。**
 - 幼稚園については、月額上限2.57万円です。
 - 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
(注) 幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。
 - 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。
ただし、年収360万円未満相当世帯の子供たちと全ての世帯の第3子以降の子供たちについては、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。
 - 子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、無償化となるための認定や市町村によって償還払いの手続きが必要な場合がありますので、お住まいの市町村にご確認ください。
- **0歳から2歳までの子供たちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。**
 - さらに、子供が2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子供を第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。
(注) 年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

【対象となる施設・事業】

- 幼稚園、保育所、認定こども園に加え、**地域型保育、企業主導型保育事業(標準的な利用料)**も同様に無償化の対象とされます。
(注) 地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

幼稚園の預かり保育を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、お住いの市町村から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

(注)原則、通われている幼稚園を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)がありますので、お住いの市町村にご確認ください。

- 幼稚園の利用に加え、**利用日数に応じて、最大月額1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化**されます。

認可外保育施設等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、お住いの市町村から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

(注1)保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

(注2)「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)がありますので、お住いの市町村にご確認ください。

- **3歳から5歳までの子供たちは月額3.7万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちは月額4.2万円までの利用料が無償化**されます。

【対象となる施設・事業】

- **認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を**対象とします。

(注1)認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。

(注2)無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設けます。

- **就学前の障害児の発達支援を利用する子供たちについても、3歳から5歳までの利用料が無償化**されます。

※ 今般の無償化を契機に、質の向上を伴わない、理由のない保育料の引上げが行われることがないよう、新制度の対象とならない幼稚園においては、保育料を変更する場合、設置者は変更事由の届出が必要です。また、認可外保育施設等においては、提供するサービスの内容や額に関する事項について、変更の内容やその理由の掲示を求めることとなっております。

問い合わせ先:〇〇市〇〇部〇〇課

TEL:〇〇—〇〇〇〇—〇〇〇〇

MAIL: 〇〇. 〇〇. jp

幼児教育の無償化

2019年10月からスタート

利用料(保育料)

基本的な利用者負担額は無償

- ・満3歳から5歳児(小学校就学前)までの子供が対象。
- ・上記利用料とは別に、法令に基づき、幼児教育の質の向上のために保護者の同意を得た上で徴収可能な費用、通園送迎費、食材料費などは、これまでどおり保護者の負担。

ただし、年収が360万円未満相当世帯の子供、全ての世帯の第3子以降の子供は副食(おかず・おやつ等)の費用が免除。

預かり保育

月額1万1,300円まで無償

- ・共働き世帯の子供など保育の必要な3歳児から5歳児(小学校就学前)までの子供が対象。
- ・利用日数に応じて月額の上限額は変動。(450円×利用日数)

(算定のイメージ)

利用料	利用日数	上限額	無償化対象	実質負担額
4,000円	10日	4,500円	4,000円	0円
9,500円	20日	9,000円	9,000円	500円

※ 満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までの子供は、市町村民税非課税世帯のみが無償化の対象。(月額1万6,300円が上限)

※ 幼稚園の預かり保育の実施時間等が少ない(平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満)場合、預かり保育のほか、認可外保育施設等の利用が無償化の対象となる。(月額1万1,300円から預かり保育の無償化対象額を差し引いた額が上限)

利用料について、既に幼稚園を利用されている方は新たな手続きは不要ですが、**「預かり保育」の無償化の対象となるには、「認定申請書」の提出が必要**です。

○月頃、幼稚園(市区町村)から配布される認定申請書に必要事項を記入の上、幼稚園(市区町村)へご提出ください。

(問合せ先)

〇〇市 〇〇部 〇〇課

TEL: 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

Mail: 〇〇@〇〇

幼児教育の無償化

2019年10月からスタート

入園料・保育料

月額2万5,700円まで無償

- ・満3歳から5歳児(小学校就学前)までの子供が対象。
- ・入園料は入園初年度に限り、月額に換算して無償化の対象。

※ 給食費や通園費等は対象外。

※ 国立幼稚園は月額8,700円、国立特別支援学校幼稚部は月額400円まで無償。

(算定のイメージ)

入園料	保育料	無償化対象	実質負担額
1万円	1万4,000円	2万4,000円	0円
—	3万円	2万5,700円	4,300円

※ 4月入園の場合、入園料は年間在籍月数の12で割った数とする。

預かり保育

月額1万1,300円まで無償

- ・共働き世帯の子供など保育の必要な3歳児から5歳児(小学校就学前)までの子供が対象。
- ・利用日数に応じて月額の上限額は変動。(450円×利用日数)

(算定のイメージ)

利用料	利用日数	上限額	無償化対象	実質負担額
4,000円	10日	4,500円	4,000円	0円
9,500円	20日	9,000円	9,000円	500円

※ 満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までの子供は、市町村民税非課税世帯のみが無償化の対象。(月額1万6,300円が上限)

※ 幼稚園の預かり保育の実施時間等が少ない(平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満)場合、預かり保育のほか、認可外保育施設等の利用が無償化の対象となる。(月額1万1,300円から預かり保育の無償化対象額を差し引いた額が上限)

無償化の対象となるには、

まずは、認定申請書の提出が必要です。

○月頃、幼稚園(市区町村)から配布される認定申請書に必要な事項を記入の上、幼稚園(市区町村)へご提出ください。

(問合せ先)

〇〇市 〇〇部 〇〇課

TEL: 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

Mail: 〇〇@〇〇

10月から 幼児教育・保育の無償化がスタートします

○ 無償化の対象となるためには、お住まいの市区町村から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

(注1) 認可外保育施設は、認可保育所に入れず、やむを得ず利用される方がいらっしゃることを踏まえ、無償化の対象となりました。認可保育所や認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

(注2) 「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）がありますので、詳しくはお住まいの市区町村にご確認ください。

(注3) 認可保育所等に申し込みをした方で、既に認定を受けている方については、改めての認定申請は不要です。

○ 3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもたちは、月額3.7万円まで、0歳児クラスから2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子どもたちは月額4.2万円までの利用料が無償化の対象となります。

(注) お住まいの市区町村の所定の請求書に必要事項を記載し、施設が発行する領収証等を添付して、お住まいの市区町村に申請することが必要です。

○ 都道府県等に届出をした認可外保育施設

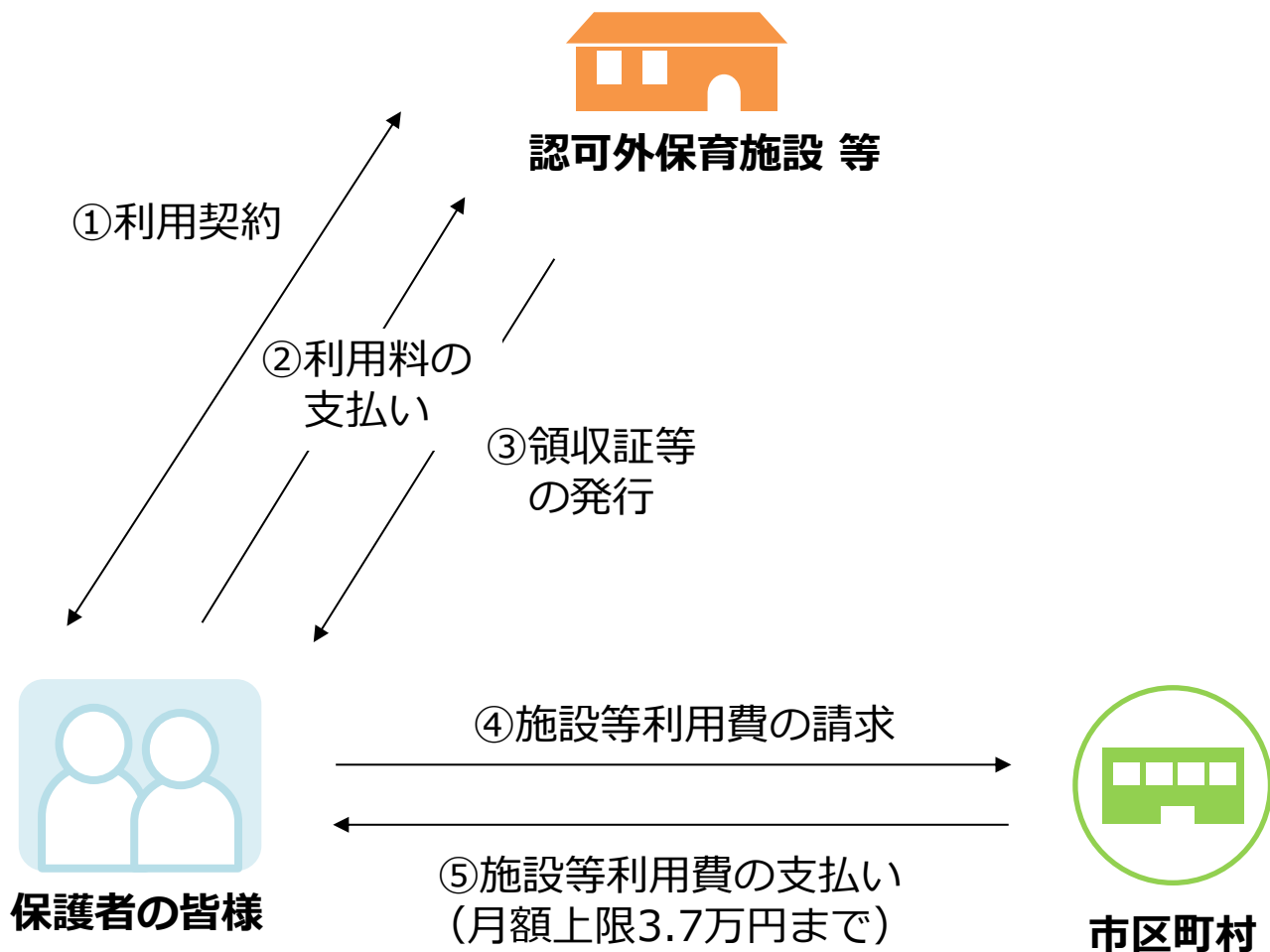
(一般的な認可外保育施設や、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育所等) に加え、

- ・ 一時預かり事業 ・ 病児保育事業
- ・ ファミリー・サポート・センター事業 が対象です。

(注) 無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要ですが、現在基準を満たしていない施設がこれから基準を満たすため、5年間の猶予期間を設けています。5年間の猶予期間中、対象施設の範囲が市区町村によって異なる場合があります。お住まいの市区町村にご確認ください。

※条例制定市町村は内容を記載ください。

【基本的な手続きのイメージ】



※保育の必要性の認定を受けていない場合、まず、市区町村に申請が必要です。

※請求・支払いの時期など、手続きの詳細については、お住まいの市区町村にご確認ください。

※施設によって、手続きが異なる場合があります。

※無償化の対象は保育料です。通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。ご注意ください。

問い合わせ先：

【お近くの認可外保育施設に関する情報について】

千葉県 健康福祉部 子育て支援課 法人指導班

TEL：043-223-2321 HP：千葉県「認可外保育施設について」



【無償化の給付や保育の必要性の認定の手続きについて】

〇〇市 〇〇部 〇〇課

TEL：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 MAIL：〇〇〇〇@〇〇

2019年10月1日から

3歳から5歳までの障害のある子どもたちのための
児童発達支援等の利用者負担が無償化されます

就学前の障害児を支援するため、下記のサービスについては、
対象者の利用者負担を無料とします。

無料となるサービス

- ・ 児童発達支援
- ・ 医療型児童発達支援
- ・ 居宅訪問型児童発達支援
- ・ 保育所等訪問支援
- ・ 福祉型障害児入所施設
- ・ 医療型障害児入所施設

対象となる子ども

無償化の対象となる期間は、
「満3歳になって初めての4月1日から3年間」です。

(具体的な対象者の例)

時 期	対 象 者
2019年10月1日 ～2020年3月31日	誕生日が 2013年4月2日～2016年4月1日までの障害のある子ども
2020年4月1日 ～2021年3月31日	誕生日が 2014年4月2日～2017年4月1日までの障害のある子ども

※ 利用者負担以外の費用（医療費や、食費等の現在実費で負担しているもの）は引き続きお支払い
いただくことになります。

※ 幼稚園、保育所、認定こども園等と、上記サービスの両方を利用する場合は、両方とも無償
化の対象となります。

無償化にあたり、新たな手続きは必要ありません。

ご利用の障害児サービス事業所との間で、年齢を伝えるなどして無償化対象であることを事前にご確認ください。

問い合わせ先：〇〇市 〇〇部〇〇課

TEL:〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

MAIL: 〇〇. 〇〇. jp

10月から、保育料が無償化されます

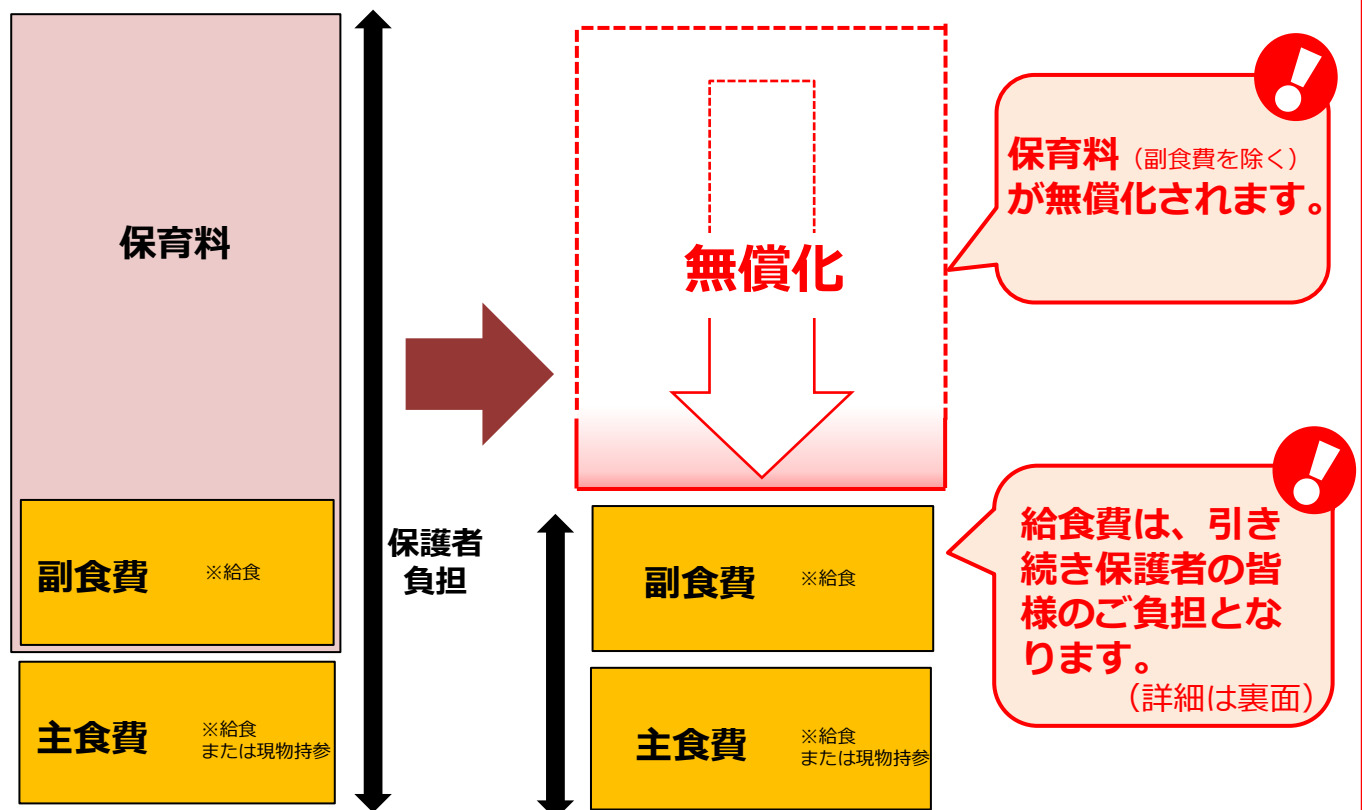
○ 2019年10月から、3～5歳のお子様については**保育料が無償化**されるため、市町村にお支払いいただく必要がなくなります。

○ **保育所の給食の材料にかかる費用（給食費）**については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。このため、保育所等を利用する保護者も、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則となりますので、**無償化後も引き続き、保護者の皆様のご負担となります。**

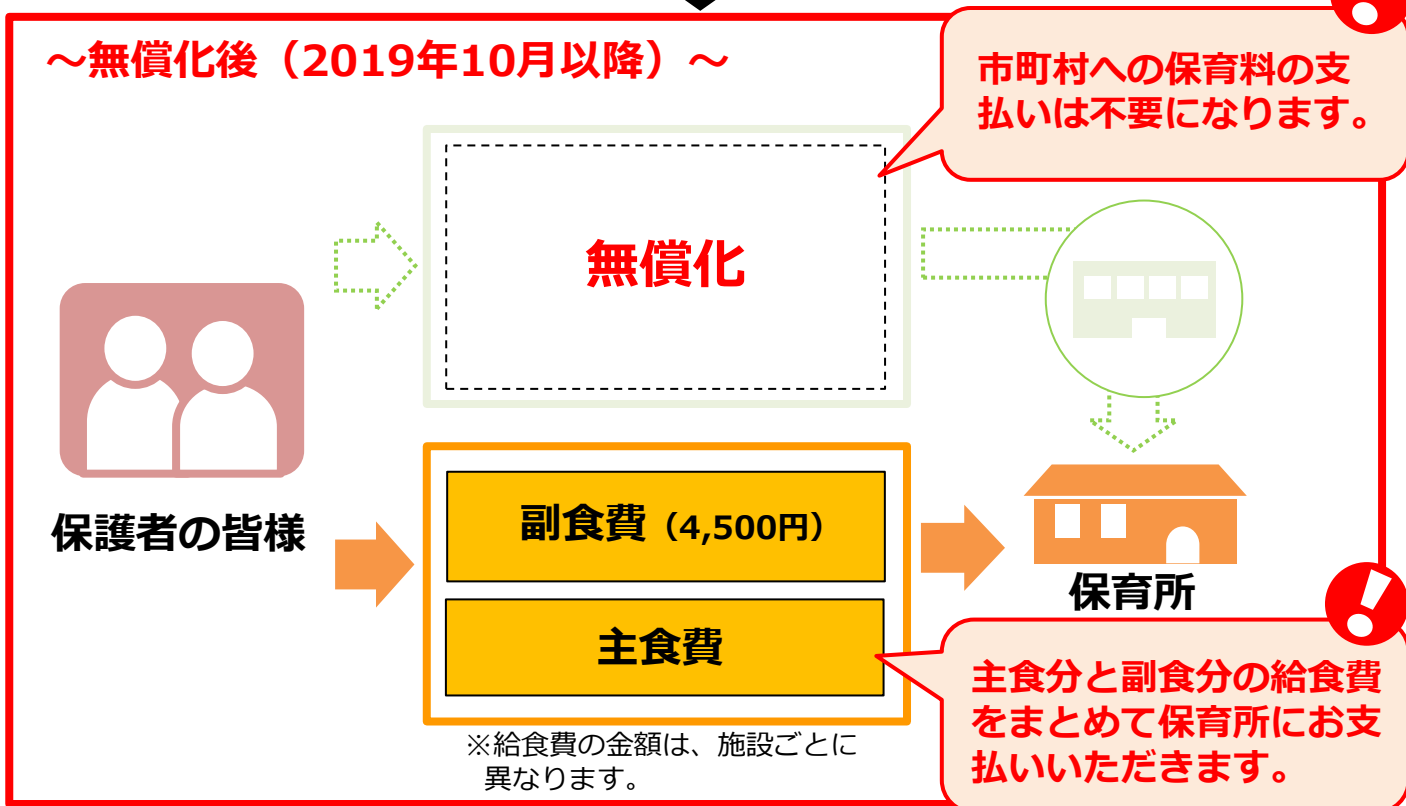
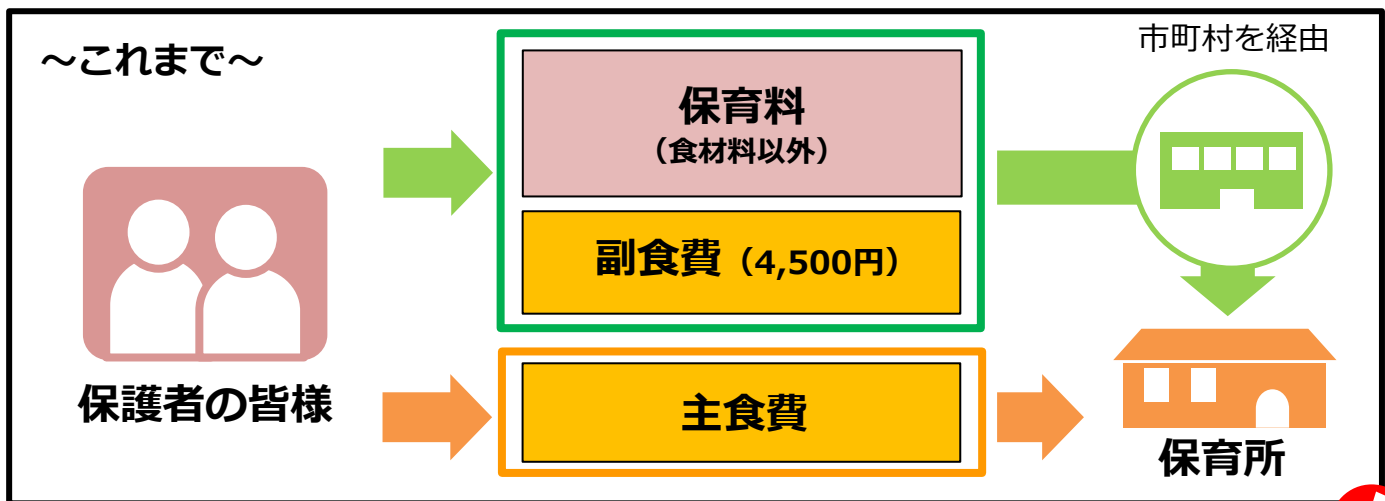
（詳細は裏面をご覧ください。）

～これまで～

～無償化後（2019年10月以降）～



- 現在、3～5歳児の給食費分は、
- ・主食（お米など）分については直接、
 - ・副食（おかず）分については（保育料の一部として）市町村を通じて、
- 保育所にお支払い、または現物を持参していただいております。
- 今後、幼児教育・保育は無償化されますが、給食費については引き続き保護者の皆様にご負担いただくことが原則です。ただし、無償化に伴い、**今後は、主食分と副食分の給食費をまとめて保育所にお支払いいただくことになりますので、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。**



問い合わせ先：〇〇市 〇〇部 〇〇課
TEL: 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 MAIL: 〇〇〇〇@〇〇

第1回子ども・子育て支援会議質疑事項

1. 年度別出生数

年度	H26	H27	H28	H29	H30
出生数	438	501	507	517	553

2. 年度別児童数(4月1日現在)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31
未就学児	3,216	3,158	3,220	3,227	3,407	3,477
小学生	3,412	3,403	3,411	3,421	3,455	3,468
総人口	61,895	61,927	62,147	62,390	63,251	63,704

- ・未就学児:0歳から5歳
- ・小学生 :6歳から11歳

3. 児童数に対するニーズ調査の割合

対象	児童数	配布		回収	
		配布数	割合	回答数	割合
未就学児	3,407	1,000	29%	610	18%
小学生	3,455	1,000	29%	531	15%

- ・ニーズ調査:平成30年10月から11月にかけて実施。
平成30年4月1日時点の未就学児及び
小学生の保護者を対象とする。